

入所要件別の必要提出書類

保護者及び児童の兄弟姉妹を除く利用開始希望月時点で18歳以上65歳未満の同居家族（同居人を含む）全員が、それぞれ該当する項目の書類をご提出ください。

要件	必要書類	
就 労	① 就労証明書（申請日時時点で3ヶ月以内に発行されたもの） ※就労要件で入所を希望する場合は雇用形態に関わらず必要です。 ※単身赴任をしている保護者も必要です。 ※就労証明書は必ず事業者が発行し、担当者名も記入してください。 文書の改ざんや事実と異なる内容の記載が発覚した場合は入所決定を取り消す場合があります。 ※奈良市の保育園等の利用申請時に提出する就労証明書の様式を使用される場合は、備考欄に以下をご記入ください。 ・通勤時間 ・変則就労の場合は勤務がある時間（就労時間が変則的で複数ある場合はそのすべてを記入）と曜日 ※書き方等については「就労証明書の記入時留意点」、「就労証明書の記載要領」、「就労証明書の提出前チェックシート」や「Q&A」を参照してください。 〈雇用形態別の添付書類〉 【役員】源泉徴収票（前年のもの）または確定申告書（前年のもの）または法人登記簿（申請日時時点で3ヶ月以内に発行されたもの） 【自営業主・自営業専従者・家族従業者等】 ②確定申告書（前年のもの） 確定申告書が用意できない場合は事業所名と就労者の氏名の記載がある書類の写しをご用意ください。 例：営業許可証・開廃業等届出書（1年以内に発行されたもの）、その他事業実態がわかる書類 ※自営業専従者・家族従業者等の場合にも、その事業所に属していることがわかる添付書類（源泉徴収票、会社名がわかる直近の給与明細等）を提出してください。 ※自営業専従者の方は確定申告書第二表の事業専従者の欄に氏名が記載されていることでも可。 【内職・業務委託等】 ②就業時間・日数等、業務の実態がわかる書類（例：雇用契約書・業務委託契約書） ※上記の書類の提出が難しい場合は就業時間・日数が確認できる書類を提出してください。 ※内職・業務委託等で好きな時間に就業ができる等の場合は、必ずしも放課後に保護者が不在になるわけではないため、就労の要件には該当しません。ただし、就業時間が定められている場合は対象になる可能性があるため、就業時間・日数が確認できる書類を提出してください。	
疾 病 ・ 障 が い	い ず れ か	① 就労外要件確認書 ② 医師の診断書（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの）コピー可 ※「家庭での保育が困難であること」等の記載があるもの。記載がなければ入所できかねる場合があります。 ※入院・治療期間が記載されたもの。 ※療養期間等の指定がある場合は、その期間のみの入所決定となります。 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し ※手帳に期限がある場合は、その期限までの入所決定となります。 ②要支援・要介護の場合は介護保険被保険者証の写し
看 護 ・ 介 護	い ず れ か	① 就労外要件確認書 ② 看護又は介護される人の介護保険被保険者証の写し ② 医師の診断書（申請時点で3ヶ月以内に発行されたもの）コピー可 ※入院・治療期間が記載されたもの。 ※療養期間等の指定がある場合は、その期間のみの入所決定となります。 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し ※手帳に期限がある場合は、その期限までの入所決定となります。
就 学		① 就労外要件確認書 ② 在学証明書 コピー可 ③ 授業時間が確認できるもの（カリキュラム、時間割表等）の写し
出 産		① 就労外要件確認書 ② 母子健康手帳の写し（保護者氏名、分娩予定日の記載ページ）
育 児 休 業		① 就労外要件確認書 ② 母子健康手帳の写し（保護者氏名、出生届出済証明の記載ページ） ③ 就労証明書（申請時点で3ヶ月以内に発行されたもの） ※<u>育児休業を取得中であること及び育児休業の終了年月日の記載があるもの</u>

◆ きょうだいで同時に入所申請をする場合、各添付書類は保護者等それぞれに1枚で兼用可